

子どものための教育・保育給付交付金にかかる見込額の算定誤りについて

保育園や認定こども園等の主な運営財源となる給付費に係る費用の財源として、国及び京都府の負担分の交付を受ける「子どものための教育・保育給付交付金」(以下「交付金」という。)について、見込額の算定誤りにより過大交付となっていることが判明したことから、要因及び今後の対応等について御報告いたします。

1 事案の概要

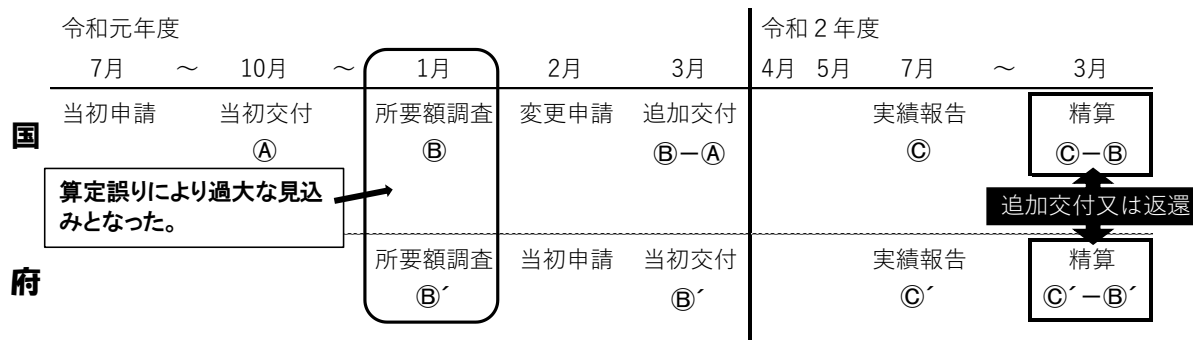
交付金については、例年1月に国及び京都府に提出した見込額に基づき、当該年度に一旦交付金を収入し、翌年度に実績報告を行い、精算(返還又は追加交付)が行われます。

今回、令和2年7月末期限の国及び京都府への実績報告の提出に向けて作業を行っていたところ、既に収入済みの交付金の額と実績報告する金額に例年になく大きな乖離があるため、詳細を確認したところ、令和元年度に行った見込額の算定に誤りがあり、約15.6億円を過大に算定していたことが判明しました(下図(2)参照)。

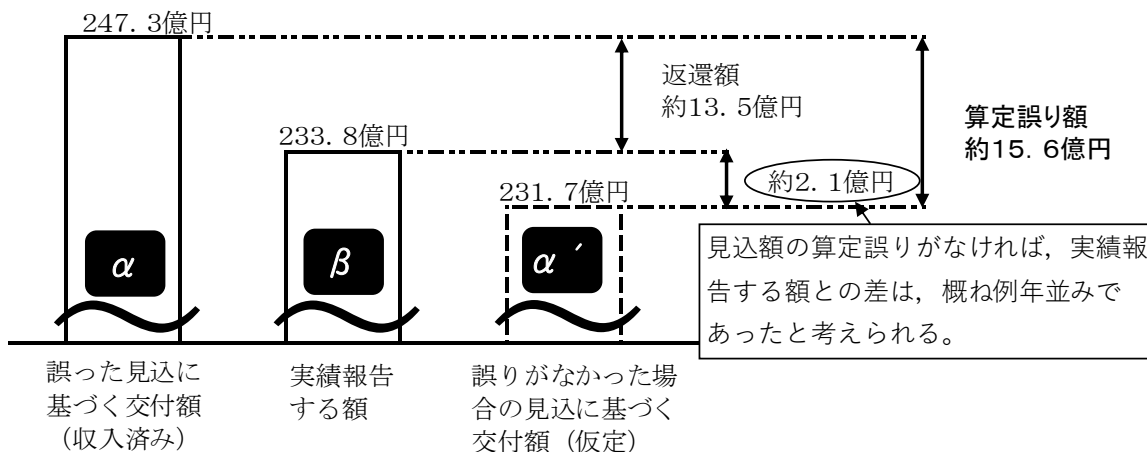
これに伴い、約13.5億円の過大交付が生じています。

なお、本件は、過大交付を受けた分について返還するものであり、返還により本市に損失が生じるものではありません。

(1) 交付金事務の流れ



(2) 見込みに基づく交付額と実績報告する額の関係



2 交付金算定誤りの内容及び要因

(1) 算定誤りの内容

以下の項目において算定誤りがあり、見込額が約15.6億円過大となったものです。

また、今回の誤りは、国及び京都府に対する交付金算定事務の中で生じたものであり、施設等への実際の給付費の支給には影響はありません。

ア 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費影響額の誤算定（約4.7億円）

- ・ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、保護者負担となった副食費相当額を経費から減額できていなかった。
- ・ 低所得者等に対する幼児教育・保育無償化後の副食費免除経費について、半年分で計上すべきところ、誤って1年分計上した。
- ・ 当該交付金対象事業ではない府補助金事業（京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金）で助成される副食費の経費を誤算入していた。

イ 人勧影響額の過大見込み（約0.1億円）

- ・ 人勧影響額を経費に反映させる際に、児童数を過大に見込んだ。また、歳児区分ごとに定められた負担割合を適用すべきところ、区分にかかわらず一律の負担割合を用いて算定した（※）。

※ 3歳以上児についても、国の負担割合が高い3歳未満児の率で見込んだため、負担割合の差【(誤)55.2%→(正)50%】により過大交付となった。

ウ 公立施設に係る経費の除外漏れ（約8.4億円）

- ・ 交付金の対象外である公営保育所及び市立幼稚園に係る経費を除くべきところ、除外しなかった。

エ 前年の府負担割合による誤算定（約2.4億円）

- ・ 3歳未満児に係る府負担割合について、令和元年度は22.4%とすべきところ、誤って前年度の負担割合である23.56%を使用して算定した。

(2) 算定誤りが発生した要因

現時点で判明している要因は以下のとおりであり、今後、関係職員への事情聴取等により事実関係を詳細に把握します。

ア 担当者の要因

- ・ 担当者の制度理解及び作業の慎重さが不足していた。
- ・ 算定作業に時間を要し、提出期限を超過したため、担当者は決裁を経ることなく、見込額を提出した。提出後に決裁を取っている。

イ 組織的な要因

担当者の誤りについて、以下の要因により組織的に把握できなかった。

- ・ 本件に係る作業工程、算出根拠や参照すべきデータ等について組織的な点検・管理ができていなかった。
- ・ 当該交付金の事務について、担当者の進捗管理の問題に加え、係長以上の職員が提出期限等を適切に把握していなかった。
- ・ 決裁においては、積算根拠等が添付されず、金額の内訳等を確認できなかったほか、記載されていた児童数が民営施設の児童数であったため、経費に

ついて、公立施設分が算入されているとは考えなかった。

ウ その他

- ・ 幼児教育・保育の無償化の導入年度であったため、従来とは異なる作業等が必要であり、例年よりも手作業での算定作業が多かった。

3 本事案への対応

(1) 過大交付額の返還について

交付金については、例年、翌年度の3月（今回の場合は令和3年3月）に交付額確定通知に基づき過不足額を精算しています。返還に係る歳出予算が不足するため、令和3年2月市会において補正予算を計上する予定です。

(2) 関係職員について

既に行財政局コンプライアンス推進室に報告しており、引き続き、関係職員への事情聴取等により事実関係の詳細を確認し、厳正に対処します。

(3) 再発防止策について

現時点で、以下の取組を実施済又は実施予定です。今後新たな要因が判明した場合は、必要な対策を講じます。

ア 再点検（実施済）

主な国・府負担金及び国補助金について、算定誤りがないか等について再点検を実施するとともに、決裁時における添付資料や業務マニュアルの有無等、収入事務の基本についても再点検を実施した。

再点検の結果、算定誤りについては、他に該当がなかったものの、業務マニュアルの整備や組織的な交付事務スケジュールの管理等について十分でないことが判明したことから、早急に改善策を講じる。

イ 制度改正時における組織的な作業手順の共有（実施予定）

国の制度改正等に応じ、従来と異なる作業が見込まれる場合には、新たに必要となる作業工程について、組織的に進捗管理を行う手法について検討し、実施する。

あわせて、資料提出等に係るスケジュールも共有できるよう進行管理台帳を作成するなど、組織的な管理手法についても検討し、実施する。

ウ 算定誤りの生じにくい収入事務の検討（実施予定）

誤りを引き起こしやすい手作業ではなく、可能な限り、システムを活用して算定できる仕組みを検討するとともに、なお残る手作業については、算出の工程や参照すべきデータ、確認方法といった標準的な作業手順を検討し、実施する。